豚の評価額の算定方法

1 肥育豚

- (1) 評価額の基本的な算定方法 素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費×飼養日数)
- (2)素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法
 - ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する
 - ② 素畜を自家生産している場合又は導入価格を確認することができない場合には、産み落とし価格を用いることとし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費における肥育豚生産費の100分の9を乗じて算定する。
 - ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から産み落とし価格を除いた額を肥育期間 (平均販売月齢)で除した費用に100分の50を乗じた前期1日当たり生産費(生まれ た日から70日齢まで)及び100分の130を乗じた後期1日当たり生産費(71日齢か ら出荷されるまで)を算定する。
 - ④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

〔参考〕1日当たり生産費(平成23年度畜産物生産費調査)

- 産み落とし価格(全国平均)
 全算入生産費31,903円×豚肉生産コスト全体に対する子豚生産に要するコストの割合9% = 2,871円
- 肥育豚の1日当たり生産費(全国ベース) (全算入生産費31,903円-産み落とし価格2871円)÷(肥育期間6.4か月×30.4 日)
 - = 149円
 - 前期 1 日当たり生産費 (0~2.3 か月齢) : 1 日当たり生産費の 50%=75 円
 - ・後期1日当たり生産費(2.3~6.4か月齢):1日当たり生産費の130%=194円

【例】肥育豚を出荷時(6.4か月齢)で評価

[100 日齢の子豚を導入している場合]

・苦ュ /元46 /**/

導入価格※ 1日当たりの生産費×飼養日数

15,220円 + (194円 × (6.4か月-3.3か月) × 30.4日) = 33,503円

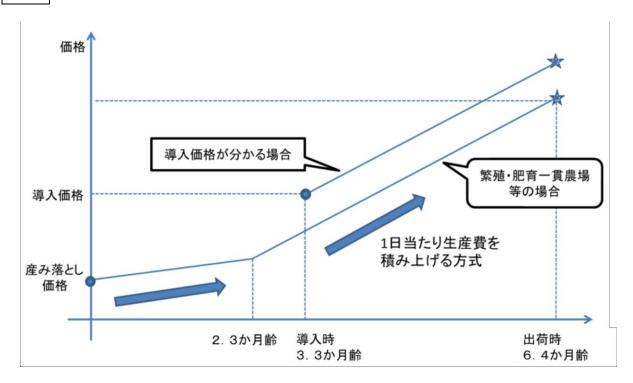
※この試算例では農業物価統計を用いて導入価格を設定

[繁殖・肥育一貫経営等で導入価格がない場合]

産み落とし価格 1日当たりの生産費×飼養日数

2,871 円 + ((75 円×2.3 か月) + (194 円×4.1 か月)) ×30.4 日= 32,295 円

肥育豚



2 繁殖雌豚

【繁殖雌豚(未経産)】

- (1) 評価額の基本的な算定方法
 - 素畜の導入価格 + 育成経費(1日当たりの生産費×飼養日数)+ 受胎加算金
- (2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法
 - ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
 - ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、 当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚(品種、 用途(繁殖向等)等が同一の豚)の平均取引価格(直近1年間のもの)とする。
 - ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用 する
 - ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
 - ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する(ただし、 獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。)。

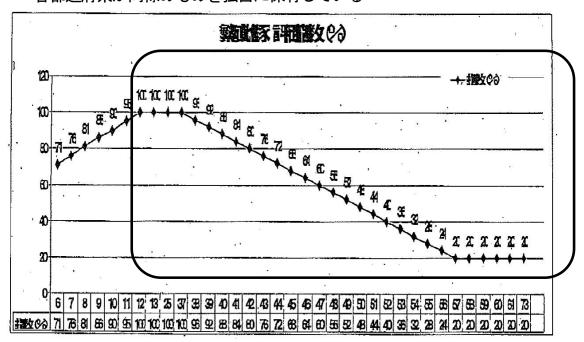
【繁殖雌豚(経産)】

- (1) 評価額の基本的な算定方法 初産時基準価格×評価指数/100 + 受胎加算金
- (2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法
 - ① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 +平均初産月齢までの育成経費(1日当たりの生産費×飼養日数) なお、素畜の導入価格及び育成経費は繁殖雌豚(未経産)と同様の算定方法とする。

- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する(ただし、 獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。)。

【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数 (繁殖雌豚) 各都道府県が同様のものを独自に保有している



【例】繁殖雌豚を初産時(約12か月齢)で評価

導入価格 (1日当たりの生産費×飼養日数) 妊娠加算分 [55,280円(繁殖用地豚(雑動平均購入価格)+194円×(12か月-3.3か月)×30.4日]×1.2

= 127,779円

(留意事項)

別記様式1~別記様式12(別添参照)